

平城京左京三条一坊二坪発掘調査出土木簡について

(続報)

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
文化遺産部歴史史料研究室
都城発掘調査部(平城地区)

調査地：奈良市二条大路南3丁目

調査期間：2023年10月3日(火)～2024年3月19日(火)

調査面積：約1125㎡(東西45m、南北25m)

木簡出土遺構：大土坑

出土木簡点数：2600点(うち削屑2250点)以上(6/20現在・洗浄中)

相伴出土遺物：土器類・加工木片・植物種子類他(洗浄中)

概要

3月の記者発表の後、洗浄作業を継続した結果、さらに1500点以上の木簡を確認し、出土点数は2500点を超えた。その結果、以下の点が明らかになった。

- ・『延喜式』の規定にみえる、大嘗祭で用意される物品と合致する物品名を記した荷札や付札を多数確認した。
- ・備中国の荷札が多く認められ、国内9郡のすべての郡からの貢納を確認した。

1. はじめに

3月19日の記者発表では、大土坑から出土した木簡に、「大嘗分」「大嘗贄」と記され、聖武天皇の大嘗祭に関わるものが含まれていることが確認されましたので、この点を速報的にご報告いたしました。

現在まで、現場から持ち帰った整理用コンテナ約250箱の大土坑埋土のうち、約6割の洗浄を終えています。このなかで、大嘗祭に関わるものとみて矛盾しない木簡がさらに増加しておりますので、その内容をご報告いたします。

2. 注目される出土木簡

主な出土木簡は、別添資料の通りです。

A 『延喜式』踐祚大嘗祭、供神雑物条にみえる物品と合致する付札（荷札）木簡を確認しました（1～20）。

先に公表した木簡にみえる「大嘗分」「大嘗費」という記載から、これらの荷札木簡が大嘗祭のための物資に取り付けられていたことが分かりますが、木簡の内容からも、大嘗祭に関わるとみられるものを確認しました。

『延喜式』の規定によると、大嘗祭では、悠紀国・主基国から供進される新穀や御費のほか、特別に用意される御費や御酒がありました。大膳職と造酒司が備える「供神御雑物」（神へのお供え物）の規定（27供神雑物条。参考史料①）と、紀伊国・淡路国・阿波国からの貢納品（由加物）の規定です（18由加物条）。現在のところ、木簡群には紀伊国・淡路国・阿波国からもたらされた確実な荷札は認められないことから、木簡にみえる物品は、供神御雑物との関わりが推測されます。ここにみえる多種多様な物品は、海産物、果物、菓子類からなりますが、このうち以下の物品が木簡にも確認されます。

烏賊、脂、塩、東鯨（安房国鯨）、鯨（干鯨）、堅魚、海藻、搗栗、栗（生栗・干栗・押栗）、干柿（意比脂）、梨子、餅（餅米）、捻頭（小麦）、酒（濁酒・赤米）

B 備中国の荷札が多く出土し、国内9郡のすべての郡からの貢納を確認しました（21～33）。

前回の記者発表の段階でも、備中国の荷札が多いという傾向がみられましたが、その後洗浄、整理を進めるなかで、その傾向はさらに顕著といえるようになりました。6月20日段階で洗浄を終えている荷札や付札の類は、およそ180点ありますが、その3分の2にあたる約120点は、備中国と明記されるもののほか、郡名ないし郷名により備中国からもたらされた物品に付けられたものであると推測され、備中国に由来する可能性がきわめて高いとみられます。残りの約3分の1は、国郡の記載がないもの、同一の郷が複数の国や郡に存在し確定できないものなど、国郡不明の荷札や付札が多くを占めており、備中国以外であることが確実な荷札は数点に留まります。

平安時代前期に編纂された『和名類聚抄』という辞書によると、備中国には、都宇、窪屋、賈夜、下道、浅口、小田、後月、哲多、英賀の9つの郡が所管されています。郡によって、荷札の出土点数は粗密があるものの、これまでに、9郡すべてについて、そこからもたらされた物品に付けられたものと判断される木簡を確認しています。都城の一つの遺構から、某国が所管するすべての郡の荷札が出土することはきわめて珍しく、この点からも備中国への集中は特異な現象といえそうです。聖武天皇大嘗祭において、隣国備前国が悠紀

国であったこととの関係はなお不明といわざるをえませんが、特定国への集中の意味する点は、なお解明すべく努めたいと思います。

3. 出土木簡の意義と課題

現段階での出土木簡の意義は、冒頭の「概要」にも示したとおり以下の2点です。

- 1 『延喜式』の規定にみえる、大嘗祭で用意される物品と合致する物品名を記した荷札や付札を多数確認した。
- 2 備中国の荷札が多く認められ、国内9郡のすべての郡からの貢納を確認した。

3月に公表した木簡のうち「大嘗分」「大嘗贄」と記した木簡は、大嘗祭に用いる物資であることを明記したのとして注目されますが、一緒に廃棄された木簡に、物品名から推測して、大嘗祭に関わるものとみて矛盾しないものが多数含まれていることを確認しました。『延喜式』の記載は、延喜年間(901~923)以前のある時点で成立し、ある期間効力をもった細則をほとんど網羅的に集成したものです。そのため、個々の条文のもととなる規定が定められた時期、効力をもった期間は、必ずしも明らかにできるとは限りません。そうした観点から、出土木簡にみえる物品名が、供神雑物条にみえる物品名と多く一致する点は、この条文のもととなる規定が奈良時代前半にまで遡る可能性を示し、貴重といえます。大嘗祭の儀式次第の詳細は、平安時代前期の『(貞観)儀式』を俟たねばなりません。詳細な資料に乏しい奈良時代のあり方を検討する上で、今回の木簡群はまたとない分析素材になるとみられます。

次に、今後の課題について述べます。

「大嘗分」と書かれた木簡3点のうち1点は、「哲多郡進出」とみえることより、備中国から送られた物品に付けられたと判断されます。現段階の集計によると、貢進国の判明する荷札が備中国に集中するという顕著な特徴が現れています。この事実が示す意味、すなわち『続日本紀』が記す由機(悠紀)国(備前)・須機(主基)国(播磨)ではない備中国に、なぜ、これほどまでに荷札が集中するのかについて、さらに検討を進める必要があります。

加えて、聖武天皇の大嘗宮は、平城宮内の東区朝堂院に設営されたことが判明しています。なぜ平城宮外で大嘗祭に関連する木簡が廃棄されているのか、検出遺構との関係は、なお課題といわざるをえません。文献史料からは確認できない、奈良時代の大嘗祭儀式次第をいかに復原していくか、大嘗祭のために用意された物品の保管や供進のプロセスのなかに、その解が潜んでいるのではないかと推測します。

鋭意、土の洗浄を進め、出土木簡の全体像の把握に努めるとともに、現段階ではほとんど検討できていない削屑の記載もあわせ検討することで、木簡群の性格解明を進めたいと考えます。今後の洗浄・整理事業の進展にともない、新たな事実が判明すれば、ご報告の機会を設けたいと考えています。

(参考) 発掘調査と木簡出土遺構の概要 (3月19日資料一部改)

今回の調査については、2024年1月25日に発掘調査に関わる記者発表を実施し、その概要をお伝えしました。その際には、以下の3点をご報告しました。

- ① 計画的に配置された掘立柱建物群や坪内を区画する掘立柱塼を確認した。
- ② 多数の土坑とそこに捨てこまれた礎石を確認した。
- ③ 左京三条一坊二坪における土地利用の実態が明らかになった。

その際、調査地の官衙比定については言及せず、発表時点では掘削を行っていなかった大土坑の掘削を行った後に、その出土遺物を踏まえてご説明したい旨、お話し上げたところです。

木簡は、調査区東北部で検出した大土坑から出土しました。大土坑は、平面はほぼ方形を呈し、東西2.8m、南北2.5m、残存する深さは1.0mです。

最下層には木片を中心とした有機物を敷き込み、その上に粘土を積んで埋め、さらにこれをもう一度掘り起こして再び最下層に栗皮・木の葉を主体とする有機物を敷き込み、粒度をあえて不均一に調整した土を積み、さらにこの土を掘り起こして砂層と粘土層を交互に積んで埋めています。非常に入念な埋め方をしており、当該地点を再利用するために地盤沈下が起きないように十分な埋め戻しを行ったものと考えられます。

木簡は、有機物層、特に最下層の有機物層から多く出土しました。

木簡以外では、上層有機物層で栗皮・木の葉が、下層有機物層では加工木片・木の枝・蓆(むしろ)等が出土しました。また、数は少ないものの土器も出土しており、奈良時代前半に属する遺物と判断されます。

参考史料① 『延喜式』卷七、神祇、七踐祚大嘗祭 27供神雑物条

凡そ神御に供ずる雑の物は、大膳職の備うるところ、多加須伎八十枚〈高さ五寸五分、口の径七寸、蓋なし、折足四所、別に隠伎の鰻・烏賊各十四両、熬海鼠十五両、魚の鱈一升、海藻十両、壘五勺を盛れ〉、みな葉椀〈久苦弓〉に居え、覆うに笠形の葉盤〈比良豆、笠の形に似たり〉を以てし、木綿を以て結び垂らし装飾れ。比良須伎八十枚〈高さおよび口の径、装飾は多加須伎と同じくせよ。ただし足を折らざれ。別に盛り具うる物は種種別に五合〉、山坏四十口〈別に胎貝の鮓・鰻の鮓各一升を盛り、装飾は比良須伎と同じくせよ〉、瓮盛の白宮三百合〈長さ一尺五寸、広さ一尺二寸、深さ三寸〉、菓籠を盛れたる宮五合〈別に十斤を納れよ〉、隠伎の鰻の宮十六合〈別に十二斤を納れよ〉、熬海鼠の宮十六合〈別に十二斤を納れよ〉、烏賊の宮十二合〈別に六斤を納れよ〉、佐渡の鰻の宮四合〈別に十斤を納れよ〉、煮堅魚の宮十五合〈別に一籠、開かざれ〉、堅魚の宮二十四合〈別に十二斤を納れよ〉、鱈の宮五十五合〈別に一籠、開かざれ〉、与理刀魚の宮十一合、〈別に一斗五升を納れよ〉、鮭の宮二合〈別に十隻を納れよ〉、昆布の宮四合〈別に十五斤を納れよ〉、海松の宮六合〈別に六斤を納れよ〉、紫葉の宮四合〈別に一籠、開かざれ〉、海藻の宮六合〈別に六斤を納れよ〉、橘子の宮十合〈別に十蔭を納れよ〉、搦栗子の宮五合〈別に一斗を納れよ〉、扁栗子の宮五合〈別に二十籠を納れよ。開かざれ〉、玉穂の宮二合〈別に五十連を納れよ〉、梨子の宮五合〈別に一斗を納れよ〉、煤栗子の宮六合〈別に一斗を納れよ〉、削栗子の宮二合〈別に二斗を納れよ〉、熟柿の宮三合〈別に一斗を納れよ〉、柚の宮二合〈別に三顆を納れよ〉、勾餅の宮五合、末豆子の宮五合、大豆餅の宮十合、小豆餅の宮十合、捻頭の宮五合、稗穰の宮五合〈已上六種は、別に六枚を納れよ〉。祭畢らば山坏已上は、皆山野の浄処に置き、余は皆諸司に頒ち給え。造酒司の備うるところ、等呂須伎十六口〈別に酒五升〉、都婆波三十二口〈十六口は別に酒一斗、十六口は別に五升、各八口を以て一案に置け〉、麴八口〈別に酒一斛五斗、各一案に置け〉、匣六十口、小蓋六十口〈已上は各宮に盛れて案に置け〉、長女柏一宮〈案に置け〉。祭畢らば、都婆波已上もまた山野の浄地に置き、余は皆上に准えて頒ち給え。

(原漢文。書き下し文は、虎尾俊成編『延喜式上』訳注日本史料、集英社、2000年による)



備中国略図（『国史大辞典』11、吉川弘文館、1990年より）

6 A F J P A 6 7 大土坑出土木簡 釈文

二〇一四年七月二日 奈良文化財研究所歴史史料研究室

A 物品名付札・荷札

- | | | | |
|----|---|-----------|----------------|
| 1 | 鳥獸八百隻 | 165・33・9 | 032 |
| 2 | 腊五□ | (49)・16・5 | 039 |
| 3 | ・字伎和腊 | | |
| | ・小堅魚腊 | 108・20・2 | 011 |
| 4 | ・遠大郡塩一百 | | |
| | ・類 | 105・25・5 | 032 |
| 5 | 安房国安房郡□□□□里□□□□□□輪廻調陸戸 <small>〔神九〕</small> 參拾貳条 <small>〔神餘カ〕</small> 養老七年十月 | | 390・(16)・5 032 |
| 6 | 干鯨五十連 | 166・16・3 | 032 |
| 7 | ・堅魚五十六 | | |
| | ・会 | 146・23・5 | 032 |
| 8 | 荒堅魚卅連 | 69・22・2 | 032 |
| 9 | 海藻六連 | 96・21・4 | 031 |
| 10 | 備中国安賀郡搦栗六斗 | 190・18・7 | 032 |
| 11 | 生栗七斗 | 190・24・5 | 032 |
| 12 | 賀陽郡押栗一石 | 133・20・3 | 032 |
| 13 | 干栗五斗 | 111・13・4 | 031 |
| 14 | 意比腊一斗 大領 | 147・20・3 | 031 |

15	備中国安賀郡粟六斗	189・19・6	032
16	哲多郡梨子三斗	111・20・5	032
17	間人郷餅米一石	234・26・5	033
18	郡学郡小麦一斛	190・18・7	031
19	濁酒卜	(117)・29・3	039
20	・ <input type="checkbox"/> 田郡水流郷赤米		
	・ <input type="checkbox"/> 龜元年九月十日 <input type="checkbox"/>	(95)・22・5	081
B 備中国各郡の荷礼			
21	郡学郡住子四升	(94)・16・4	039
22	・窪屋郡白猪里神人部持		
	・麻呂白米一石	164・27・3	031
23	備中国賀陽郡前 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(138)・22・3	032
24	賀陽郡鮭年魚	173・18・8	032
25	・備中国下道郡秦郷直		
	・里下道臣名等麻呂庸六斗	141・27・4	032
26	・備中国下道郡秦郷直見		
	・里下道臣名 <input type="checkbox"/> 麻呂庸米六 <input type="checkbox"/>	(139)・24・5	039
27	・浅口郡白米一石		
	・ <input type="checkbox"/> 米	151・28・3	033
28	日下郡郷 <input type="checkbox"/>	160・(13)・2	032
29	後郡生粟一石	111・25・3	032

- 30 備中国手田郡〔水久〕人口里白米五斗 173・31・5 033
- 31 哲多郡署預子五斗 126・14・5 032
- 32 〇備中国安賀郡藤根三斗九升 204・25・5 051
- 33 〃備中国安賀郡
 赤精米一石 額田部 (124)・27・4 039